４　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）　分限処分者数（平成２０年度）

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第２７条および第２８条の規定に基づいて行った分限処分です。

なお、地方公務員法第２８条第４項の規定に基づき失職した者はありませんでした。

処　分　事　由	降　任	免　職	休　職	計
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合			１４人	１４人
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合				
刑事事件に起訴された場合				
条例で定める事由による場合				
計			１４人	１４人

（注１）　降任：現在就いている職より下位の職に任命する処分

（注２）　免職：職員の意に反してその身分を失わせる処分（退職手当の支給有り）

（注３）　休職：職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分（一部給料支給有り）

（２）　懲戒処分者数（平成２０年度）

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第２９条の規定に基づいて行った懲戒処分です。

処　分　事　由		戒　告	減　給	停　職	免　職	計
本人の行為	給与・任用関係					
	一般服務違反関係					
	一般非行関係					
	収賄等関係					
	道路交通法違反		１人			１人
	小　計		１人			１人
監督責任						
計			１人			１人

（注１）　戒告：職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分

（注２）　減給：一定期間、職員の給料を減額して支給する処分

（注３）　停職：一定期間を職務に従事させない処分（無給）

（注４）　免職：職員からその職を失わせる処分（退職手当の支給無し）